

# 青 色 情 報

青報 3002  
事 務 局  
☎ 351-4159

## ※個別相談会ご利用に際してのお知らせ（お願い）

平成 25 年の会費値上げ以降、税理士による個別相談会の開催にあたりましては、無料でご利用いただいていたまいりましたが、毎年の会員減少に伴う会財政の悪化により、今年度より会費をご負担いただくこととなりました。つきましては、何かと経費ご多担の折誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### I. 源泉所得税個別相談会

月・日	時 間	会 場	会 費
7 月 2 日 (月)	午前 10 時 ~12 時	じばさん三重 5 階 情報交換室 2	1, 0 0 0 円
7 月 3 日 (火)	午後 1 時 ~ 4 時		

〔持 ち 物〕 平成 30 年度分並びに平成 29 年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ 納期限は7月10日(火)です。 納付書は源泉徴収税が『0円』の場合でも税務署に提出する必要があります。

### II. 平成 30 年度 所得税の主な改正事項

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。  
(詳細は、「平成 30 年度分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。)

#### 1 個人所得課税の見直し

##### (1) 給与所得控除（所法 28）

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円（改正前：1,000 万円）とされるとともに、その上限額を 195 万円（改正前：220 万円）に引き下げることにされました（所法 28③）。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

また、この改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

について所要の措置が講じられました（所法別表第2～別表第5）。

(2) **基礎控除**（所法 86 等）

基礎控除について、控除額を一律 10 万円引き上げるとともに、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました（所法 86 ①）。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

また、この改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました（所法 190①二ホ、195 の 3）。

(3) **扶養親族等の範囲**について、次の改正が行われました。

- ① 勤労学生の合計所得金額要件を 75 万円以下（改正前：65 万円以下）に引き上げる（所法 2 ①三十二）。
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下（改正前：38 万円以下）に引き上げる（所法 2 ①三十三、三十四）。
- ③ 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下（改正前：85 万円以下）に引き上げる（所法 2 ①三十三の四）。

(4) **配偶者特別控除**（所法 83 の 2）について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました（所法 83 の 2 ①一）。

(5) **青色申告特別控除**（措法 25 の 2）について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を 55 万円（改正前：65 万円）に引き下げ一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました（措法 25 の 2 ③④、措規 9 の 6 ②～⑤）。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」（以下これらを「電磁的記録の備付け等」という。）を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

《適用関係》 上記(1)から(5)までの改正は、平成 32 年分以後の所得税について適用されます。なお、(5)について、同年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の備付けを開始する日に、これらの帳簿の電磁的記録の備付け等に係る承認を受けていない場合において、同年中の日であってその承認を受けてこれらの帳簿の電磁的記録の備付け等を行っているときは、上記(5)①の要件を満たすこととする等の所要の措置が講じられています（改正法附則 1 六、2、14、15、70、79～81、改正所令附則 9）。